

# 第 44 回

# STEP

令和3年10月1日～  
令和4年9月30日

## 定時株主総会 招集ご通知

日時 令和4年12月17日(土曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

場所 藤沢商工会館ミナパーク6F(神奈川県藤沢市藤沢 607-1)

当日のご来場には事前登録が必要です

(詳細は3ページにてご確認ください)

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式  
の付与のための報酬決定の件

### 目次

定時株主総会招集ご通知	1
本株主総会における新型コロナウイルス 感染拡大防止への対応について	2
事前登録について	3
議決権行使について	4
インターネット等による議決権行使に ついて	5
株主総会参考書類	7
事業報告	16
計算書類	33
監査報告書	45

株式会社 ステップ

(証券コード 9795)

(証券コード 9795)  
令和4年12月2日

株主各位

神奈川県藤沢市藤沢602番地  
株式会社 ステップ  
代表取締役社長 遠藤陽介

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止策の一環として、誠に恐縮ですが参加人数の上限を設けさせていただきます。そのため事前登録制にて開催いたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、本株主総会はインターネットにて実況中継いたします。よろしければぜひご活用ください。詳細につきましては、本招集通知2ページに記載のとおりです。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページのご案内に沿って、令和4年12月16日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 令和4年12月17日(土曜日) 午前10時                       |
| 2. 場 所  | 藤沢商工会館ミナパーク6F<br>(神奈川県藤沢市藤沢607-1)           |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 第44期(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項    |   |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件                                    |
| 第2号議案   | 定款一部変更の件                                    |
| 第3号議案   | 取締役9名選任の件                                   |
| 第4号議案   | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件                 |

以上

[ご案内] 事業説明会について

株主総会終了後、「事業説明会」を上限人数を設けた上で実施いたします。なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、飲食の提供は控えさせていただきます。

- 提供書面および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ◎今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)に掲載いたします。
- ◎座席の間隔を確保するため、当日入場できる株主様の人数を100名とさせていただきます。本総会への出席について、後記のとおり事前登録制を採用し、事前登録者にご入場いただくことといたします。事前登録をご希望される株主様が100名を超えた場合は、抽選により入場者を決定いたします(なお、事前登録なしに当日ご来場いただきましてもご入場いただけませんので、あらかじめご了承ください)。
- ◎ご来場の株主様にはマスクの着用、アルコール消毒、検温などのご協力をお願いいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、当社からの感染拡大防止のお願いにご協力いただけない方は、ご入場をお断りする場合がございます。  
※当社関係者も、同様の対策を行ったうえで対応させていただきます。
- ◎本株主総会の入場人数に制限を設けさせていただくことをふまえ、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)において、本株主総会の様子を実況中継いたします。視聴をご希望の方は、令和4年12月16日(金曜日)午後3時までに、視聴専用ページにて株主番号・株主名・ご連絡先のご入力をお願いいたします。なお、視聴専用ページは閲覧のみで、総会の議事議案に関するご質問をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。また、実況中継視聴に際し当社が取得した株主様の個人情報本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務以外に使用することはございません。

## 事前登録について

令和4年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様が対象です。

- ◎事前登録をご希望の方は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)に設置の専用ページにて必要事項をご入力の上、令和4年12月9日(金曜日)午後6時までにお申し込みください。
- ◎お申し込みが確認できました方に対し、令和4年12月13日(火曜日)午後6時までに入場の可否にかかわらずEメールまたはお電話でご連絡いたします。上記の事前登録をされない、もしくは、抽選の結果、残念ながら落選された株主様におかれましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

※事前登録のお申し込みの際、当社が取得した株主様の個人情報  
は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務および本総会において感染者が発生した場合等における感染拡大防止の目的以外に使用することはありません。

※ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールがお受け取りいただけない可能性があります。この事象につきましては、当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にてドメイン【stepv.co.jp】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願いいたします。

## 議決権行使について

議決権は、以下3つの方法により行使いただくことができます。

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和4年12月16日(金曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



5ページのご案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年12月16日(金曜日) 午後5時30分入力完了分まで

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
※当日のご来場には事前登録が必要です。  
(詳細は3ページにてご確認ください)

日 時

令和4年12月17日(土曜日) 午前10時

## ■インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつて可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、令和4年12月16日（金曜日）午後5時30分入力完了分までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 4. お問い合わせ先について

(1) インターネット等による議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合には、以下にお問い合わせください。

##### 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9時~21時)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9時~17時 土日休日を除く)

#### ※議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境および事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

##### ■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金 23円 総額 381,629,294円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	令和4年12月20日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条</u></p> <p><u>令和 4 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>②本条の規定は、令和 4 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	龍井郷二	代表取締役会長	再任
2	遠藤陽介	代表取締役社長（執行役員）	再任
3	新井規彰	取締役（常務執行役員）	再任
4	大黒晃禎	取締役（常務執行役員）	再任
5	袴田剛	取締役（常務執行役員）	再任
6	森本由里子	取締役（常務執行役員）	再任
7	木島文義	取締役	再任 社外
8	浅野樹	取締役	再任 社外
9	仲野十和田	取締役	再任 社外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 龍井郷二 (昭和24年 2月22日生)	昭和50年1月 ステップ学習教室を藤沢市長後にて創業 昭和54年9月 (株)ステップ学習教室設立 代表取締役社長 平成3年10月 社名を(株)ステップに変更 代表取締役社長 令和元年12月 当社代表取締役会長（現任）	1,302,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	再任 えんどうようすけ 遠藤陽介 (昭和47年 5月20日生)	平成22年4月 当社高校受験藤沢北部ブロック (現・長後ブロック) 長 平成26年4月 当社常務執行役員 平成27年12月 当社取締役 平成30年12月 当社専務取締役 令和元年12月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員(現任) 令和2年4月 当社高校受験横浜川崎本部長(現任) 令和3年4月 当社高校受験港北NTブロック長(現任) 令和4年4月 当社高校受験田園都市線ブロック長(現任)	9,400株
3	再任 あらいのりあき 新井規彰 (昭和49年 9月7日生)	平成23年4月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員(現任) 平成24年12月 当社取締役(現任) 当社総務本部長(現任)	11,000株
4	再任 だいくあきよし 大黒晃禎 (昭和47年 8月9日生)	平成19年4月 当社高校受験藤沢ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社大学受験運営副本部長 平成25年4月 当社常務執行役員(現任) 平成27年4月 当社大学受験運営本部長(現任) 平成27年12月 当社取締役(現任)	8,200株
5	再任 はかまだ つよし 袴田 剛 (昭和47年 2月9日生)	平成21年4月 当社高校受験厚木ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現任) 平成27年4月 当社高校受験県央本部長(現任) 平成29年12月 当社取締役(現任) 平成31年4月 当社高校受験厚木海老名ブロック長(現任)	5,600株
6	再任 もりもと ゆりこ 森本 由里子 (昭和52年 2月22日生)	平成19年4月 当社大学受験茅ヶ崎校副室長 平成20年4月 当社大学受験事務局主任 平成30年4月 当社大学受験事務局長(現任) 平成30年12月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任)	5,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	再任 (社外) 木島文義 (昭和27年 12月25日生)	昭和51年4月 湘南塾(現(株)湘南ゼミナール)創業 昭和63年4月 (株)湘南ゼミナール取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社取締役(現任)	18,000株
8	再任 (社外) 浅野樹 (昭和30年 3月13日生)	昭和53年4月 大和証券(株)入社 平成12年2月 同社コンプライアンス統括部長 平成18年10月 (株)大和証券グループ本社総務部長 平成21年9月 大和証券 SMBC(株)常勤監査役 平成24年4月 大和プロパティ(株)常勤監査役 平成27年6月 同社退社 平成27年7月 辰島建設(株)取締役統括執行役員 平成29年5月 同社退社 平成29年12月 当社取締役(現任)	2,000株
9	再任 (社外) 仲野十和田 (昭和39年 2月26日生)	昭和61年4月 仲野学習塾創業 平成9年9月 (有)十和田(ナカジユク)設立 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 公益社団法人全国学習塾協会監事(現任) 平成28年4月 全日本私塾教育ネットワーク理事長 令和3年12月 当社取締役(現任) 令和4年4月 全日本私塾教育ネットワーク副会長(現任)	1,200株

(注) 1. 取締役候補者龍井郷二氏は、(有)ケー・プランニングの代表取締役を兼務しています。

2. 当社とその他の取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。

3. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏は、社外取締役候補者です。

4. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏を社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は次のとおりです。

木島文義氏

当社の競合他社での長年にわたる経営経験を生かし、当社の事業展開において有益な提言をいただくことを期待しています。

浅野樹氏

証券業界等での豊富な経験と幅広い見識を通して、とりわけ当社のガバナンス・コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しています。

仲野十和田氏

全国最大規模の業界団体の副会長職および公益社団法人全国学習塾協会の監事職を務められている視野の広さと経験をもとに、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。

5. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏は現在、当社の社外取締役であります。本総会終結時点での社外取締役としての在任期間は、木島文義氏が通算7年、浅野樹氏が通算5年、仲野十和田氏が通算1年となります。
6. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出しています。
7. 当社と木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
8. 本議案に記載の取締役候補者、ならびに現任の監査役に関するスキル・マトリックス（保有する主な専門性・知識・経験・能力等のスキルに関する状況）は以下のとおりです。（本表は、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。）

		企業経営	業界経験・知識・教務品質	人事・労務・人財育成	財務・会計	法務・コンプライアンス	DX・IT	ESG・サステナビリティ
取締役	龍井 郷 二	●	●	●	●	●		
	遠藤 陽 介	●	●	●	●	●		
	新井 規 彰	●		●		●		●
	大黒 晃 禎	●	●	●			●	
	袴田 剛	●	●	●			●	
	森本由里子	●	●	●				●
	木島 文 義	社外	●	●		●		
	浅野 樹	社外	●		●	●		●
仲野十和田	社外	●	●	●			●	
監査役	片山美登里 (旧姓:中村)		●		●	●		●
	八木 直 樹	社外		●		●		●
	五十里 秀一朗	社外			●	●		

当社の取締役の報酬等の額は、平成6年12月21日開催の第16回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は5名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日(ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は令和4年12月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定を予定しており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該変更予定の方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（令和4年9月30日時点。自己株式を除きます。）に占める割合は0.12%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員および部長級従業員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当期は、好調だった前期の流れを受け、生徒数が引き続き増え、堅調な1年でした。令和3年6月に初めて3万人を突破した生徒数は、令和4年9月末には33,000人を超え、期中平均でも前期比6.7%増の31,444人となりました。

また当期における新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株が猛威を振るっていた時期、職員にも感染が広がり、時間割を堅持したりオンラインの体制を整えたりするのが大変でしたが、経営数値への影響は軽微でした。陽性や濃厚接触者となった生徒が、教室での授業に自宅からZoomで参加できる体制を継続したことで、安心感をもっていただけたこともあり、この時期を何とか前向きに乗り切ることができました。

今春の新年度入会生の募集は、特に小学生の伸びが目立ち、小学5年生および6年生の期中平均生徒数は前期比で12.5%の増加となりました。小学生の伸びが大きくなった要因の一つとして、中学生や高校生で満席のスクール・校舎が増えており、そうしたエリアでは、一部のスクールで中学生になってからでは入会しにくい状況が生まれているため、入会時期の早期化が生じていることが挙げられます。

令和4年春の入試結果も好調で、生徒募集への後押しとなりました。

小中学生部門の入試実績については、神奈川県公立トップ高校に2,395名(前年比203名増)が合格し、今春も神奈川県全塾中トップの実績を残しました。神奈川県の学力向上進学重点校5校(横浜翠嵐・湘南・柏陽・川和・厚木)においても、競合各塾の3倍以上となる計900名が合格しています。さらにこの5校の平均競争率は、公立高校としては高倍率の1.50倍となる中、ステップ生は受験者の約8割(79.3%)が合格しており、ステップ生以外の合格率56.9%を大きく上回りました(県教育委員会発表の資料から算出)。また現制度を特徴づける特色検査(記述型)を実施した全19校のうち15校においても、塾別の合格者数で当社がナンバー1であり、この19校の神奈川県全体の合格者数のうち約44.6%をステップ生が占めています。この特色検査は主にトップ校や難関校で実施されており、合否に大きな影響を与える可能性のある試験であるため、ステップでは専門の特色検査対策チームをもうけ、研究を積み重ねながら教材作成を進めています。

また、ステップ生の通学圏内で最難関の共学校である国立東京学芸大附属高校については、合格者数は183名（帰国生と内部進学を除く。正規合格者112名は同総数240名のうち46.7%）に達し、14年連続で全塾中トップの合格者を出しています。

高校生部門の今春の大学合格実績は、東京大13名・一橋大12名・東京工業大22名の現役合格者（全47名中43名が神奈川県内の公立高校生）を送り出すことができました。国公立大学の医学部医学科にも10名が現役合格し、国公立大学全体の合格者は過去最高だった前年（270名）を上回る307名（前年比37名増）となりました。また、私立大学においては早稲田大・慶應義塾大・上智大は計468名（前年438名から30名増）、理大MARCH（東京理科大・明治大・青山学院大・立教大・中央大・法政大）は計1,958名（前年1,462名から496名増）と、昨年に続き過去最高を更新しています。

当社の大学合格実績の特長として、上記の実績のほとんどが公立高校生によるものである点が挙げられます。公立高校は、首都圏においては進学実績で私立高校に押されがちとされていますが、受験に向けた態勢をしっかりとれば、第一志望への現役合格に向け公立高校生を大いに伸ばせるということを、今春も数字として示せたことは大きな意義があると考えています。

学童部門では、令和2年3月に開校したSTEPキッズ辻堂教室（JR東海道線辻堂駅）、STEPキッズ茅ヶ崎教室（JR東海道線茅ヶ崎駅）が開校3年目に入りました。これまで毎年段階的に募集学年を拡大していましたが、令和4年度から小1～小4生の対象全4学年の募集が始まり、これによりSTEPキッズ3教室すべてで4学年募集となっています。これに伴い、学童部門の生徒数は期中平均で前期比30.9%増となりました。

また、令和4年4月、藤沢市に「ステップジュニアラボ」を開校しました。学童教室STEPキッズでこれまで積み重ねてきた各種のプログラム部門を独立させ、それに特化した教室で、小3～小6生を対象としています。開講プログラムは、算数、国語、英語、サイエンス、プログラミング、英検、英会話、ダンス、音楽等でスタートしました。小学生の様々な学ぶ意欲、成長意欲に積極的に応えていく新機軸のスクールである「ステップジュニアラボ」は、主に低学年の児童教室の研究の場として、STEPキッズと一体となって運営していきたいと考えています。

当事業年度中の新規開校は、小中学生部門で3スクールを3月に開校しました。武蔵新城スクール（JR南武線武蔵新城駅、川崎市中原区）、武蔵中原スクール（JR南武線武蔵中原駅、川崎市中原区）、向ヶ丘遊園スクール（小田急線向ヶ丘遊園駅、川崎市多摩区）と、いずれも当社が今後ドミナント展開の中心としていく川崎地区の校舎です。

これらの新スクールとステップジュニアラボ湘南教室開校の結果、スクール数は小中学生部門 138 スクール、高校生部門 15 校、個別指導部門 1 校、学童部門 3 校と新設のジュニアラボ 1 校の計 158 校となっています。

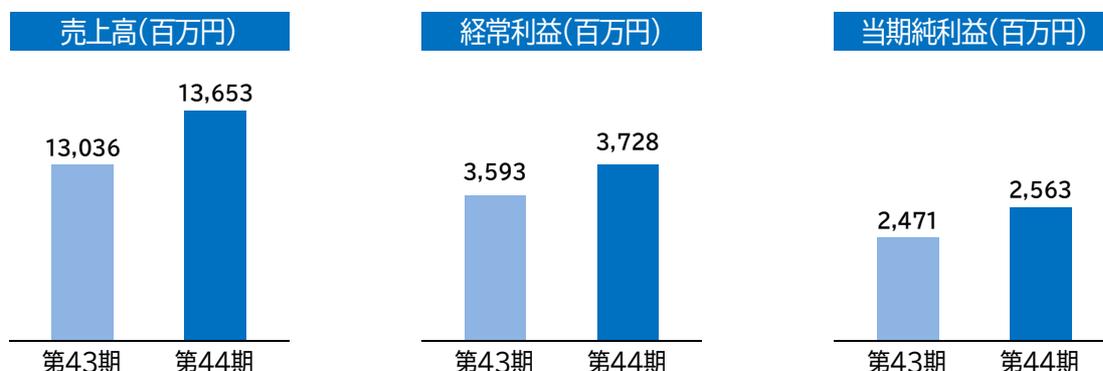
また、校舎の増設や移転拡張にも注力しています。当期中は高校受験ステップでは南足柄スクール・秦野スクールを移転し、より広い校舎としたほか、大学受験ステップでは大船校 3 号館、横浜校 2 号館をオープン、さらに横浜校 1 号館を増床、高校受験ステップ東戸塚スクールの教室も増設しました。今後も校舎の移転や拡大を含めた学習環境の整備に力を入れてまいります。

売上高に対する広告宣伝費の比率は、平成 12 年の 6.3% をピークに徐々に下がってきましたが、当期の比率は 0.98% となり、遂に 1% を下回りました。募集の中心が、口コミや地域での評判、兄弟関係や保護者のネットワーク、ホームページや Twitter を始めとするネット情報等に移ってきており、新聞への折り込みチラシがそれほど必要なくなっているためです。今後も当塾に対する生徒や保護者の信用・信頼を大切にしていける方針を継続して運営を進めてまいります。

令和 4 年 4 月下旬には、YouTube 公式チャンネルでの情報発信を本格的にスタートさせました。高校や大学の紹介、当社の各部門や部署の紹介などを動画で積極的に公開しています。この YouTube チャンネルの目的は、「ステップをより広く知っていただき、ファンの方を増やしていく」ことです。塾生や保護者の方はもちろん、全国の多くの学生にステップの存在や特長を知ってもらうことで、採用活動にもプラスの効果を生み出していくと考えています。そのため、インターンシップや教師研修の様子、教師の一日の流れなど、就職活動中の方に興味を持っていただける動画も公開しており、採用活動でもそれらを活用しています。

また、今春 4 月に教師の給与水準の引き上げ（ベースアップ）を実施したほか、7 月には従業員 360 名に対して譲渡制限付株式報酬として総額 153 百万円の自己株式の処分を行うことを決議し、9 月に実施いたしました。9 月末には、オミクロン株の猛威の中で、時間割の堅持やオンライン体制の継続に尽力してくれた教師、職員に、感謝の気持ちを込めて総額 42 百万円の「コロナ対応協力寸志」を支給いたしました。今後も積極的に教師、職員の待遇向上を図ってまいります。

当事業年度の売上高は 13,653 百万円（前年同期比 4.7%増）、営業利益は 3,656 百万円（前年同期比 4.2%増）、経常利益は 3,728 百万円（前年同期比 3.8%増）、当期純利益は 2,563 百万円（前年同期比 3.7%増）となりました。



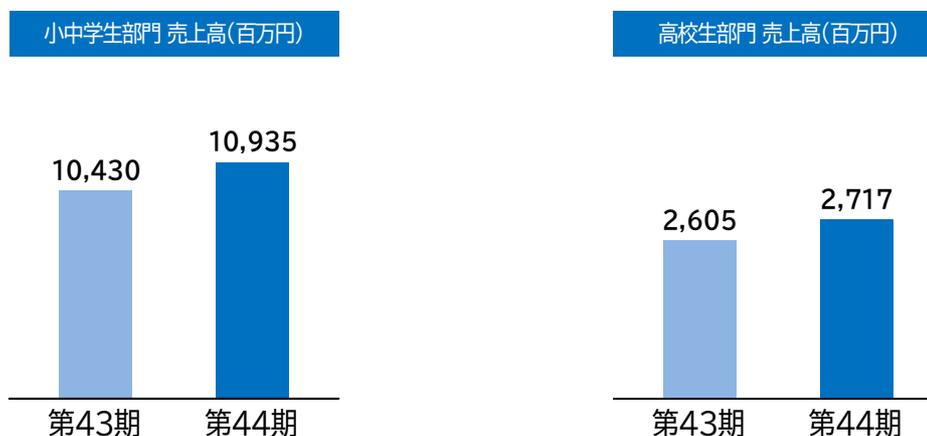
事業部門別の生徒数および売上高は、次のとおりです。

①小中学生部門

期中平均生徒数は 25,933 人（前年同期比 7.1%増）、売上高は 10,935 百万円（前年同期比 4.8%増）となりました。

②高校生部門

期中平均生徒数は 5,511 人（前年同期比 5.0%増）、売上高は 2,717 百万円（前年同期比 4.3%増）となりました。



(2) 対処すべき課題

今後については、神奈川県において横浜市に次ぐ年少人口を抱えていながら未だ当社が本格的開校に着手したばかりの川崎市におけるネットワーク、そして横浜市の中でも鶴見区・中区・南区・金沢区等の東部地区・臨海地区・南部地区にスクールのネットワークを形成していくという課題があります。

開校余地が多く残っている横浜市と川崎市に戦略的に注力し、強力なスクールネットワークを中期的に形成していくために、横浜・川崎地区の公立進学校として評価の高い横浜翠嵐高校と多摩高校の合格者数をさらに伸ばし、当社がこの地域においても教務力で評価されるトップブランドとしてさらに強く認知されていく必要があります。

令和5年の新年度、小中学生部門については、4スクールの新規開校を計画しています。うち2スクールは川崎市に、2スクールは横浜市に開校予定です。川崎市については、Hi-STEP武蔵小杉スクール（東急東横線武蔵小杉駅）の開校が決まっていますが、もう1スクールについては確定次第ホームページ等でお知らせいたします。横浜市では鶴見スクール（JR京浜東北線鶴見駅）、井土ヶ谷スクール（京浜急行線井土ヶ谷駅）の開校が決まっています。鶴見スクールは横浜市鶴見区で初の開校、井土ヶ谷スクールは横浜市南区で2校目（Hi-STEPを除くと初）の開校となります。いずれも当社のドミナント展開はまだこれからの地域での出発となりますが、「学習塾ステップ」のスタンスが地域に伝わり、それが生徒募集につながるよう、努力してまいります。

既存校舎においては、地域の信頼をさらに高め、充席率の向上を図っていきます。また満員により入会希望をお受けできていない校舎においては、クラス増設、増床、移転等の検討を引き続き進めていく予定です。

また、令和5年春には、STEPキッズの4教室目となるSTEPキッズ白楽教室（東急東横線白楽駅）を開校する予定です。STEPキッズとして横浜市で初めての教室となります。白楽教室ではこれまでの3教室のノウハウを活かし、初年度から小1～小4生の4学年募集とする予定です。

今年の8月30日、厚生労働省から令和4年上半期（1月～6月）の出生数が公表されました。昨年同期と比べ、5.0%少ない38万4,942人でした。この上半期の実績から令和4年の年間出生者数は80万人を切ることが予想されています。コロナ禍の中で出生数の減少は加速しています。令和元年は86万5,239人だったものが、令和2年が84万835人、令和3年が81万1,622人、そして今年は80万人を切るとの予想です。

現在の中学3年生が誕生した平成19年～平成20年はおよそ109万人の出生数でしたから、これから15年後の中学3年生は現中3生よりもおよそ29万人、率にして26%以上の減少となることがほぼ確実です。人口の社会的流入が比較的多い神奈川県では、この出生数の減少割合がそのまま当てはまるわけではありませんが、減少の波は確実に到来します。当社は、この人口減の流れを的確に把握し、それに対応していく長期的方針が求められています。そこで踏まえておきたいのは、少子化が進むにつれ、「一人ひとりの子どもをより丁寧に大切に育てていこう」という保護者の志向が全般に高まっているということです。したがって今後ますます求められていくのは、一人ひとりに丁寧に対処できる、質の良い授業・質の良いシステムであり、低価格での薄利多売、粗製濫造的なシステムではありません。

そこで、当社の長期的方針の基本をここで改めて確認しておきます。

- ① 授業とシステムの質の向上を、不断に誠実に追求していく。
- ② 今後の校舎の展開は、県内でも人口増が続いている、あるいは社会的流入の多い川崎市や横浜市をメインにしていく。川崎市や横浜市は、ステップが早くから開校した藤沢市や大和市、茅ヶ崎市、相模原市等と比べ今後シェアを伸ばしていく余地が大きい。
- ③ 人口減が進む地域の校舎は、その規模を徐々に縮小していくが、指導の質は堅持していく。小ぶりだが、質の高い、そして収益性も健全な校舎として運営していく。校舎の規模縮小によって浮いた人員は、人口の多い地域の校舎に振り向ける。
- ④ 川崎・横浜地区でのネットワークの拡大により、今後とも校舎数は増加していくが、校舎単体の規模は抑え気味にしていく。15年後には、今よりも小ぶりだが、質の高い充実したスクール網を横浜・川崎を初め、全県に張りめぐらせている状況にしていきたい。
- ⑤ それと共に高校生部門の校舎を全県に広げ、県内のライブ授業を行う現役高校生の塾として不動のブランドにしていく。
- ⑥ 学童教室のネットワークの基盤をこれからの10年で強固なものにし、その後の拡大期に備えていく。

以上のような長期的スタンスを実現していくには、それを支えてくれる人材の継続的な獲得が不可欠です。新年度に向けた今年の採用活動は順調に進んでいますが、今後は今まで以上に採用活動に注力してまいります。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は 421百万円（うち建物賃貸借敷金 46百万円）であり、小中学生部門および高校生部門の営業拡大および設備の改善を目的に実施しています。

その主なものは、当期開校スクールの内装工事等に 155百万円、当期移転スクールの内装工事等に 83百万円です。

### (4) 資金調達状況

当該設備投資の資金は、自己資金および借入金で充当しました。

## (5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第41期 (令和元年 9月期)	第42期 (令和2年 9月期)	第43期 (令和3年 9月期)	第44期 (令和4年 9月期)
売上高	11,592,745	10,927,597	13,036,092	13,653,445
営業利益	2,689,266	1,929,641	3,509,117	3,656,326
経常利益	2,738,799	1,968,593	3,593,098	3,728,593
当期純利益	1,943,218	1,343,218	2,471,055	2,563,049
1株当たり 当期純利益	117円92銭	81円38銭	149円71銭	155円27銭
総資産	22,919,378	26,036,794	26,790,294	27,573,147
純資産	20,362,284	21,060,538	22,874,193	24,798,570

## 2. 会社の状況（令和4年9月30日現在）

### (1) 主要な事業内容

- ① 小学校5年生から高校3年生を対象とした学習および受験指導
- ② 学童教室（STEP キッズ・ステップジュニアラボ）、保育園（ステップ保育園）の運営

### (2) 主要な事業所

<スクール>

所在地	スクール数	スクール名	
神奈川県	横浜市	48	大学受験横浜, 大学受験戸塚, 大学受験センター南, Hi-STEP横浜, Hi-STEP横浜南, Hi-STEP戸塚, Hi-STEP二俣川, Hi-STEP青葉台, Hi-STEP金沢文庫, Hi-STEP日吉, Hi-STEPセンター南, Hi-STEPたまプラーザ, 二俣川, 瀬谷, 鶴ヶ峰, 弥生台, 戸塚, 三ツ境, 立場, 杉田, 港南台, 鴨居, 十日市場, 中川, センター南, 北山田, こどもの国, ふれあいの丘, 本郷台, 白楽, センター北, 仲町台, 菊名, 戸塚東, 東戸塚, 藤が丘, 大倉山東, 江田, たまプラーザ, 市ヶ尾, 綱島, 上大岡, 中山, あざみ野, 長津田, 和田町, 保土ヶ谷, 上永谷
	藤沢市	16	大学受験藤沢, Hi-STEP湘南, 藤沢, 長後, 六会, 善行, 辻堂東, ライフタウン, 綾瀬, 藤沢朝日, ライフタウン北, 藤沢中央, 湘南台, 用田, 辻堂北, 藤沢駅南口
	相模原市	13	大学受験相模原, 大学受験相模大野, Hi-STEP相模原, Hi-STEP相模大野, 淵野辺, 橋本, 相模原南, 上溝, 相模大野, 相模原, 東林間, 原当麻, 古淵
	川崎市	11	Hi-STEP宮前平, Hi-STEP川崎, 宮崎台, 鷺沼, 新百合ヶ丘, 犬蔵, 生田, 元住吉, 武蔵新城, 武蔵中原, 向ヶ丘遊園
	大和市	8	大学受験大和, Hi-STEP大和, Hi-STEP中央林間, 大和, 高座渋谷, 鶴間, 中央林間, 南林間
	茅ヶ崎市	7	大学受験茅ヶ崎, Hi-STEP茅ヶ崎, 茅ヶ崎東, 茅ヶ崎, 辻堂西, 茅ヶ崎北, 茅ヶ崎小和田
	鎌倉市	6	大学受験大船, Hi-STEP鎌倉, Hi-STEP大船, 大船, 湘南深沢, 大船笠間
	平塚市	6	大学受験平塚, 平塚, 平塚西, 平塚東, 平塚南, 平塚中央

所在地	スクール数	スクール名
神奈川県	小田原市	6 大学受験小田原, Hi-STEP小田原, 小田原, 鴨宮, 富水, 鴨宮北
	厚木市	5 大学受験厚木, Hi-STEP厚木, 厚木, 厚木西, 厚木東
	秦野市	5 大学受験秦野, Hi-STEP秦野, 東海大前, 秦野, 渋沢
	横須賀市	5 大学受験横須賀, 県立大学前, 汐入, 久里浜, 衣笠
	海老名市	5 大学受験海老名, Hi-STEP海老名, 海老名, 海老名西, 海老名扇町
	座間市	3 座間, さがみ野, 相武台
	足柄上郡	2 松田, 開成
	中郡	2 二宮, 大磯
	伊勢原市	1 伊勢原
	高座郡	1 寒川
	南足柄市	1 南足柄
	愛甲郡	1 愛川
	逗子市	1 逗子

- (注) 1. 上記以外にK-STEP藤沢、STEPキッズ湘南教室、STEPキッズ辻堂教室、STEPキッズ茅ヶ崎教室、ステップジュニアラボ湘南教室、ステップ保育園があります。
2. 武蔵新城、武蔵中原、向ヶ丘遊園の各スクールは令和4年3月より開校しました。

<事務所・研修所>

名称	所在地
本部	神奈川県藤沢市藤沢602番地
教材研究課	神奈川県藤沢市湘南台
印刷配送センター	神奈川県藤沢市石川
湘南シーサイド・ラボ	神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸

### (3) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 46,880,000株
- ②発行済株式の総数 16,592,578株(自己株式 77,422株を除く)
- ③株主数 8,222名
- ④大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 (%)
有限会社ケー・プランニング	4,741,100	28.57
龍井郷二	1,302,800	7.85
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズド ストック ファンド	1,142,211	6.88
龍井喜久江	1,071,600	6.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	923,900	5.57
S T E P 社員持株会	853,080	5.14
パーシングディヴィジョン オブ ドナルドソンラフキン アンドジェンレット エスイーシー コーポレイション	393,900	2.37
株式会社横浜銀行	320,000	1.93
ゴールドマン サックス インターナショナル	239,000	1.44
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	232,000	1.40

(注) 持株比率は、自己株式 77,422株を控除して計算しています。

### (4) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	689名	27名増	39歳 0ヶ月	11年 7ヶ月
女 性	198名	15名増	34歳 1ヶ月	8年 7ヶ月
合 計	887名	42名増	37歳11ヶ月	11年 0ヶ月

(注) 上記のほかに嘱託社員15名、フェロー社員14名、非常勤講師8名、パートタイマー(事務系部門)173名がいます。

## (5) 役員状況

### ①取締役および監査役の状況

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
龍井郷二	代表取締役会長	
遠藤陽介	代表取締役社長	執行役員 高校受験横浜川崎本部長兼港北NTブロック長兼田園都市線ブロック長
新井規彰	取締役	常務執行役員総務本部長
大黒晃禎	取締役	常務執行役員大学受験運営本部長
袴田剛	取締役	常務執行役員 高校受験県央本部長兼厚木海老名ブロック長
森本由里子	取締役	常務執行役員大学受験事務局長
木島文義	取締役(社外取締役)	
浅野樹	取締役(社外取締役)	
仲野十和田	取締役(社外取締役)	有限会社十和田(ナカジユク)代表取締役社長 公益社団法人全国学習塾協会監事 全日本私塾教育ネットワーク副会長
片山美登里 (旧姓：中村)	常勤監査役	
八木直樹	監査役(社外監査役)	働き方改革日本株式会社 代表取締役 八木労務監査事務所 代表
五十里秀一郎	監査役(社外監査役)	大日精化工業株式会社補欠監査役 (独立委員会委員) 五十里税理士事務所 代表

(注) 取締役木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

## ②役員に対する報酬等の額

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88,071 (11,300)	88,071 (11,300)	－ (－)	－ (－)	11名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,401 (6,000)	13,401 (6,000)	－ (－)	－ (－)	5名 (3名)
合計 (うち社外役員)	101,472 (17,300)	101,472 (17,300)	－ (－)	－ (－)	16名 (6名)

- (注) 1. 役員の員数ならびに報酬は、退任した取締役、監査役、社外監査役を含みます。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 34,890千円を含んでいません。
3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
取締役および監査役の報酬限度額は、平成6年12月21日開催の第16回定時株主総会において、取締役が年額 150,000千円、監査役が年額 20,000千円と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役は1名）です。
4. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等  
当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該決定方針の内容は次のとおりです。
- a. 基本方針  
当社の取締役の報酬は、授業にあたる教師とそれを支える職員の処遇の改善と会社の継続的成長を第一に考えながら、会社の業績、業務貢献度等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- b. 個人別の報酬の額の決定に関する方針  
当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役職・分掌・業績等を総合的に勘案して決定する。なお業績連動報酬は、「短期的な売上高や利益等の指標と報酬を連動させることは、必ずしも学習塾としての適切な運営を推進することにはならない」との判断に基づき採用しない。
- c. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任する場合の事項  
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長龍井郷二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額の決定とする。当該権限を委任する理由は、当社全体を統括する立場である代表取締役会長が各取締役の職責等を総合的に勘案するのに最も相応しいからであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断する。

### ③社外役員に関する事項

#### a. 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を合計12回、監査役会を合計10回開催しました。各社外役員の、取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	取締役会および監査役会への出席状況
木島文義	取締役会…全12回に出席しました。
浅野樹	取締役会…全12回に出席しました。
仲野十和田	取締役会…全12回中、選任後の10回に出席しました。
八木直樹	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全10回に出席しました。
五十里秀一郎	取締役会…全12回中、選任後の10回に出席しました。 監査役会…全10回中、選任後の9回に出席しました。

取締役木島文義氏は、長年にわたる学習塾経営経験をもとに、有益な提言を行っています。

取締役浅野樹氏は、ガバナンス・コンプライアンスの強化に寄与する発言を行っています。

取締役仲野十和田氏は、業界内での幅広いネットワークを生かし、適宜発言を行っています。

監査役八木直樹氏は、専門分野である労務管理に関する発言を行っています。

監査役五十里秀一郎氏は、税務関係の専門的知識に基づく発言を行っています。

#### b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏、ならびに社外監査役である八木直樹氏、五十里秀一郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

## (6) 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 横浜銀行	200,000
株式会社 三菱UFJ銀行	155,600
三井住友信託銀行 株式会社	3,125

### 3. 会計監査人の状況

- ①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②当事業年度に係る報酬等の額 14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第 340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

### 4. 会社の体制および方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

##### A 取締役会における決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりです。

なお、平成18年6月に金融商品取引法が成立し(平成20年4月施行)、平成19年2月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業会計審議会より公表されたことに伴い、これらに対応する取り組み方針を平成19年9月25日の取締役会において決議(平成27年5月26日の取締役会にて一部改定決議)しています。

## 内部統制システムの構築に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教務力を持った専門的な人材が高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

- ①当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
  - b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。
- ②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から利活用・保存・廃棄に至るまで、適切に管理する。
- ③当社のリスク管理に関する規程その他の体制
  - a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
  - b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
  - c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

- e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ所要の改善を図る。
- ④当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意志決定を図る。
  - b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
  - c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。
- ⑤当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 社内規程において、職務執行にあたり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
  - b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ所要の改善を図る。
  - c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。
- ⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。
  - b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については事前に監査役と協議する。
  - c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
  - d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
  - e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

#### ⑦反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。
- b. 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

### **B** 運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ①取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ②監査役会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。
- ③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- ④情報セキュリティ対策として、社内研修を通じて個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止に取り組んでいます。
- ⑤個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修の継続を通じて、全職員へのコンプライアンス意識の浸透と牽制機能の強化に努めました。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りながら、業績動向や経営環境に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えています。

(計算書類)

## 貸借対照表

令和4年9月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>9,724,811</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,041,507</b>
現金及び預金	9,354,061	1年内返済予定の長期借入金	116,550
売掛金	69,055	リース負債	17,722
棚卸資産	35,298	未払費用	119,176
前払費用	208,910	未払法人税等	272,492
その他の引当金	57,921	未払消費税等	624,710
	△434	前受り	254,652
<b>固定資産</b>	<b>17,848,336</b>	前受り引当金	327,900
<b>有形固定資産</b>	<b>16,848,161</b>	前受り引当金	192,492
建物	7,550,582	賞与引当金	3,213
構築物	92,152	その他の引当金	95,120
機械及び装置	24,167		17,475
車両運搬具	0	<b>固定負債</b>	<b>733,069</b>
工具、器具及び備品	79,359	長期借入金	245,300
土地	9,083,408	リース負債	29,453
建設仮勘定	18,491	役員退職慰労引当金	129,800
		資産除去債務	314,456
<b>無形固定資産</b>	<b>33,123</b>	その他の負債	14,059
電話加入権	233	<b>負債合計</b>	<b>2,774,576</b>
その他の引当金	32,890	<b>株主資本</b>	<b>24,797,465</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>967,050</b>	資本金	1,778,330
投資有価証券	16,940	資本剰余金	2,120,864
長期貸付金	965	資本準備金	1,851,330
長期前払費用	111,712	その他資本剰余金	269,534
繰延税金資産	223,723	利益剰余金	20,999,308
繰上保証金	613,259	利益準備金	137,027
その他の引当金	450	その他利益剰余金	20,862,281
		別途積立金	97,800
		繰越利益剰余金	20,764,481
		自己株式	△101,037
		評価・換算差額等	1,105
		その他有価証券評価差額金	1,105
		<b>純資産合計</b>	<b>24,798,570</b>
<b>合 計</b>	<b>27,573,147</b>	<b>合 計</b>	<b>27,573,147</b>

# 損益計算書

令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,653,445
売 上 原 価		9,217,633
売 上 総 利 益		4,435,812
販売費及び一般管理費		779,486
営 業 利 益		3,656,326
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 家 賃	106,734	
助 成 金 収 入	25,987	
そ の 他	22,835	155,583
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	894	
賃 貸 費 用	81,486	
そ の 他	935	83,315
経 常 利 益		3,728,593
税 引 前 当 期 純 利 益		3,728,593
法人税、住民税及び事業税	1,132,620	
法人税等調整額	32,923	1,165,544
当 期 純 利 益		2,563,049

# 株主資本等変動計算書

令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計
当期首残高	1,778,330	1,851,330	231,396	2,082,726	137,027	97,800	18,993,663	19,228,490
当期変動額								
剰余金の配当							△792,232	△792,232
当期純利益							2,563,049	2,563,049
自己株式の取得								
自己株式の処分			38,138	38,138				
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	38,138	38,138	-	-	1,770,817	1,770,817
当期末残高	1,778,330	1,851,330	269,534	2,120,864	137,027	97,800	20,764,481	20,999,308

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△216,718	22,872,828	1,364	1,364	22,874,193
当期変動額					
剰余金の配当		△792,232			△792,232
当期純利益		2,563,049			2,563,049
自己株式の取得	△75	△75			△75
自己株式の処分	115,755	153,894			153,894
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			△259	△259	△259
当期変動額合計	115,680	1,924,636	△259	△259	1,924,377
当期末残高	△101,037	24,797,465	1,105	1,105	24,798,570

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

## 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
    その他有価証券  
        市場価格のない株式等以外のもの  
            時価法  
            （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
        市場価格のない株式等  
            移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
    主として移動平均法による原価法  
    （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
        定率法  
        ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。  
        なお、主な耐用年数は次のとおりです。  
            建    物    22年～50年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
        定額法  
        ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
  - (3) リース資産  
        所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
        債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 賞与引当金  
        従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分相当額を計上しています。
  - (3) 役員退職慰労引当金  
        役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。  
        なお、平成17年10月21日開催の取締役会において、平成17年12月14日開催の第27期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことにより、同日以降の新たな繰り入れは行っていません。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

- ① 授業料収入は受講期間に対応して収益を認識しています。
- ② 教材収入は受講期間に対応して収益を認識しています。

### 【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、各学期の初月に諸費用として受領する売上について、従来は一時点で収益を認識していましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充当された以降一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高は 312,623 千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益においても、それぞれ同額の 312,623 千円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	16,848,161千円
無形固定資産	33,123千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に校舎を基本単位としたグルーピングを行っています（複数のスクールが同一の校舎内に存在する場合は、当該校舎を基本単位としています）。また、本部、寮、厚生施設などについては共用資産としてグルーピングを行っています。ただし、将来の用途が定まっていない遊休資産は、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え個別にグルーピングしています。

減損の兆候を識別した資産グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画を基礎としており、将来の在籍生徒数を主要な仮定として織り込んでいます。これらの仮定は不確実性を伴うため、事業環境等の変化により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度において、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

## 〔貸借対照表に関する注記〕

### 1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	24,900千円
仕掛品	9,513千円
原材料及び貯蔵品	884千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	6,847,574千円
--	-------------

3. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

① 担保に供している資産

建	物	400,817千円
土	地	923,200千円
	計	<u>1,324,018千円</u>

② 対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	111,326千円
長期借入金	245,300千円
計	<u>356,626千円</u>

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 16,670,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数 77,422株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月18日 定時株主総会	普通株式	412,642	25.00	令和3年 9月30日	令和3年 12月21日
令和4年4月27日 取締役会	普通株式	379,589	23.00	令和4年 3月31日	令和4年 5月13日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	381,629	23.00	令和4年 9月30日	令和4年 12月20日

## 〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

### 1. ファイナンス・リース取引

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ①リース資産の内容

###### ・有形固定資産

スクールおよび本部における複写機（工具、器具及び備品）です。

##### ②リース資産の減価償却の方法

「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

### 2. オペレーティング・リース取引

#### （借主側）

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	11,926千円
1年超	19,877千円
合計	31,804千円

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産で運用しています。

また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針です。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

#### ②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、個人の顧客に対するものであり、信用リスクが存在します。差入保証金は、スクールの賃借に伴う敷金および保証金であり、長期貸付金は主にスクールの建設協力金に係るものです。これらは、差し入れ先および貸付先の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、顧客ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の上場株式であり、市場価格の変動リスクが存在しますが、四半期ごとに時価を把握し、保有状況の見直しを行っています。

営業債務である未払金および預り金や未払法人税等は、すべて1年以内に支払期日が到来します。長期借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としています。営業債務等や借入金は、流動性リスクが存在しますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しています。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	16,940	16,940	—
(2)長期貸付金	965	963	△1
(3)差入保証金	613,259	545,796	△67,462
(4)長期借入金	(361,850)	(361,797)	△52

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(※2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	16,940	—	—	16,940
資産計	16,940			16,940

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	963	—	963
差入保証金	—	545,796	—	545,796
長期借入金	—	361,797	—	361,797
資産計		908,557		908,557

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

建設協力金である長期貸付金の時価は、将来の回収可能価額から国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

差入保証金

主として校舎の賃借先に差入れているものであり、時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
小中学生部門	10,935,627
高校生部門	2,717,818
顧客との契約から生じる収益	13,653,445
外部顧客への売上高	13,653,445

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	69,169
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	69,055
契約負債（期首残高）	10,372
契約負債（期末残高）	327,900

契約負債は、事業年度末日以降に顧客へ提供する授業に関する授業料等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,372千円です。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

### 〔税効果に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	41,427千円
未払事業所税	567千円
一括償却資産	2,758千円
賞与引当金	29,087千円
役員退職慰労引当金	39,692千円
減損損失	57,464千円
資産除去債務	96,160千円
その他	8,348千円
繰延税金資産合計	<u>275,507千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△51,297千円
その他	△486千円
繰延税金負債合計	<u>△51,784千円</u>
差引：繰延税金資産純額	<u>223,723千円</u>

### 〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要  
従業員の選択制による報酬制度または確定拠出年金制度を採用しています。
2. 退職給付費用に関する事項  
確定拠出年金への掛金支払額 112,090千円

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,494円56銭
1株当たり当期純利益	155円27銭

(監査報告書)

## 会計監査人の監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年10月27日

株式会社ステップ  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 西川 福之

公認会計士 山崎 光隆

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステップの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第44期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和4年10月28日

株式会社 ステップ 監査役会

常勤監査役	片山美登里	印
社外監査役	八木直樹	印
社外監査役	五十里秀一郎	印

以上

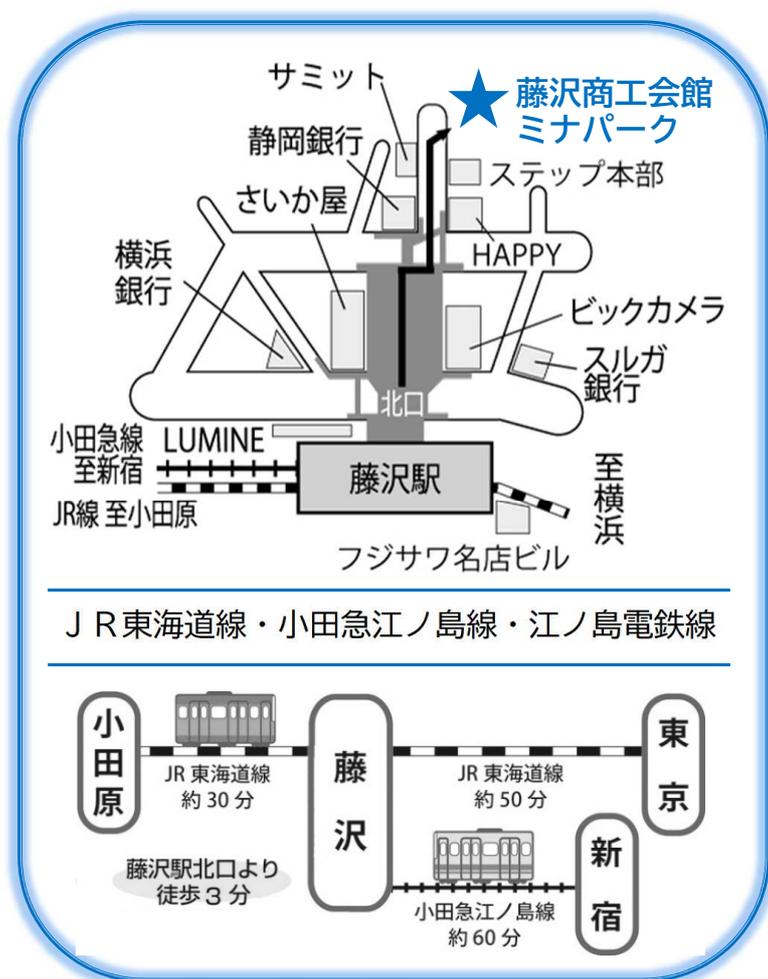
# 《 ㄨ ㄣ 》

Handwriting practice lines for the characters ㄨ and ㄣ. The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice.

# 株主総会 会場ご案内図

会場 神奈川県藤沢市藤沢607-1  
藤沢商工会館ミナパーク6F  
電話 0466-29-3789

会場が昨年とは異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。



※駐車場（有料）がございますが、台数に限りがあります。できる限り公共交通機関をご利用ください。